

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

御注意

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指定番号				※市町村ごとに異なります	
宛名番号※注2					
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		課・係			
		氏名			
		電話		(内線)	
異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他(特別徴収不可)		異動後の未徴収税額の徴収		退職した年の1月から退職時までの給与支払額	
		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須※注4)		円	
		3. 普通徴収(理由)		控除社会保険料額 円	

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

市町村長 殿		住所(居所)又は所在地 〒					
令和 年 月 日提出		フリガナ					
(特別徴収義務者)		氏名又は名称					
		代表者の職氏名印		Ⓢ			
		個人番号又は法人番号					
給与所得者				(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日
受給者番号(整理番号)	フリガナ	氏名 (旧姓)		円	月から	月から	..
生年月日	昭和・平成	年 月 日			月まで	月まで	
個人番号※注3					円	円	
1月1日現在の住所							
給与の支払を受けなくなった後の住所							

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定		
1. 異動が令和 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)	徴収予定月 日	徴収予定額 円	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額) 円
2. 異動が令和 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	.	円	
異動者印	.	円	

一括徴収できない理由
(○をしてください)
1. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため
2. 死亡による退職であるため

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1 (普B)	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が93万円以下)
3 (普D)	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)
4 (普E)	事業専従者(個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)			連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	氏名	電話	新しい勤務先では	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 〒	月割額 円を							
フリガナ	月分から徴収し、納入します。							
氏名又は名称	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。							
代表者の職氏名印	Ⓢ		(内線)		納入書 要 ・ 不要		※市町村記入欄	

4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人(課税地)の市町村長に送付してください。 (五月底日までに支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。)

3 2 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。転勤(転職)等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で記載せず、新勤務先へ送付願います。また、「前勤務先が個人事業主の場合」「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で記載せず、新勤務先へ送付願います。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書（普通徴収記載例）

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄		特別徴収義務者 指定番号 12-34567		※市町村ごとに異なります	
宛名番号※注2		1234			
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		課・係	人事課人事労務係		
		氏名	特徴 花子		
		電話	000-000-0000 (内線 123)		
異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月から退職時までの給与支払額		
① 退職		1. 特別徴収継続	1,200,000 円		
② 転勤		2. 一括徴収 (1月以降は必須※注4)	控除社会保険料額		
③ 普通徴収理由		3. 普通徴収理由	60,000 円		
④ 会社解散		※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。			
⑤ 住所誤報		1 (普B) 他の事業所で特別徴収(例: 乙欄適用者)			
⑥ その他(特別徴収不可)		2 (普C) 給与が少なく税額が引けない(例: 年間の給与支給額が93万円以下)			
		3 (普D) 給与の支払が不定期(例: 給与の支払が毎月でない)			
		4 (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)			

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

〇〇〇 市町村長 殿		住所(居所)又は所在地	〒 012-3456 〇〇県×市△△1-2-3												
令和××年〇〇月△△日提出		フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ												
給与支払者 (特別徴収義務者)		氏名又は名称	株式会社 ○×商事												
		代表者の職氏名印	代表取締役 特徴 太郎												
		個人番号又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
給与所得者		受給者番号(整理番号)	フリガナ	スズキ イチロウ	(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日							
123456	氏名	鈴木 一郎	(旧姓)	140,000 円	6 月から 9 月から	35,600 円	104,400 円	× × ・ 8 ・ 31							
生年月日	昭和・平成 50 年 1 月 1 日														
個人番号※注3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
1月1日現在の住所	〇〇県×市△△3-2-1														
給与の支払を受けなくなった後の住所															

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は

一括徴収の理由	徴収予定月
1. 異動が令和 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)	.
2. 異動が令和 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	.
異動者印	.

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。
(ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
(イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)
(ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)
↑
普通徴収税額

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	新しい勤務先では	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	氏名		月割額 円を		
フリガナ	電話		月分から徴収し、納入します。		
氏名又は名称	(内線)		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。		
代表者の職氏名印		納入書 要 ・ 不要			

※市町村記入欄

御注意

4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。 (五月底日までに支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。)

3 1. 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2. 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
3. 「給与所得者」の欄には、前勤務先で本人から番号の提供を受け、新勤務先に送付願います。

2 1. 「給与支払者」の欄には、前勤務先で本人から番号の提供を受け、新勤務先に送付願います。
2. 「代表者の職氏名印」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け、新勤務先に送付願います。

1 1. 「給与支払者」の欄には、前勤務先で本人から番号の提供を受け、新勤務先に送付願います。
2. 「代表者の職氏名印」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け、新勤務先に送付願います。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書（一括徴収記載例）

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指定番号		12-34567		※市町村ごとに異なります	
宛名番号※注2		1234			
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号		課・係	人事課人事労務係		
		氏名	特徴 花子		
		電話	000-000-0000 (内線 123)		
異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収	退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額		
① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社		1. 特別徴収継続 一括徴収 (1月以降は必須※注4) 9 月分まで納入 (10月10日納期分) 3. 普通徴収 (理由)	1,200,000 控除社会 保険料額 60,000		
		「徴収不可」を選択された場合は、 必ず選択してください。			
1 (普B) 他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)					
2 (普C) 給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が93万円以下)					
3 (普D) 給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)					
4 (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)					

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

〇〇〇 市町村長 殿		(特別徴収義務者)		住所(居所)又は所在地 〒012-3456 〇〇県×市△△1-2-3															
令和××年〇〇月△△日提出		フリガナ		カブシキガイシャ マルバツショウジ															
		氏名又は名称		株式会社 ○×商事															
		代表者の 職氏名印		代表取締役 特徴 太郎 (印)															
		個人番号 又は法人番号		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1															
給与所得者				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日												
受給者番号(整理番号)	フリガナ	スズキ イチロウ		円	円	円	××・8・31												
123456	氏名	鈴木 一郎 (旧姓)		140,000	35,600	104,400													
生年月日	昭和 平成 50 年 1 月 1 日																		
個人番号※注3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
1月1日 現在の住所	〇〇県×市△△3-2-1																		
給与の支払を受け なくなった後の住所																			

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定		
① 異動が令和××年12月31日 までで、申出があったため (8月25日申出)	徴収予定 月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)
2. 異動が令和××年1月1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	9・20	104,400 円	円
異動者印	鈴木		104,400 円

一括で徴収した税額を納入する月
※1月以降の退職の場合は、原則一
括徴収が基本となります。

(○をしてください)

- 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため
- 死亡による退職であるため

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号
(※新規事業所の場合は記入不要です。)

新しい勤務先の住所
(居所)又は所在地

フリガナ

氏名又は名称

代表者の職氏名印

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。

(ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
(イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)
(ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)

↑
一括徴収税額(納入額と同額)

新しい勤務先では

月割額 円を

月分から徴収し、納入します。

新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。

納入書 要 ・ 不要

※市町村記入欄

御注意

1. 黒のボールペン又はペンで記載してください。

2. 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

3. 「給与所得者」の欄には、前職後の勤務先で引き継ぎ特別徴収を行う場合は、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

4. 「給与所得者」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

5. 「転勤(転職)等による特別徴収届出書」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

6. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

7. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

8. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

9. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

10. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

11. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

12. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

13. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

14. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

15. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

16. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

17. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

18. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

19. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

20. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

21. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

22. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

23. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

24. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

25. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

26. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

27. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

28. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

29. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

30. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

31. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

32. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

33. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

34. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

35. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

36. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

37. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

38. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

39. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

40. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

41. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

42. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

43. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

44. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

45. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

46. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

47. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

48. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

49. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

50. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

51. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

52. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

53. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

54. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

55. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

56. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

57. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

58. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

59. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

60. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

61. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

62. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

63. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

64. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

65. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

66. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

67. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

68. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

69. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

70. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

71. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

72. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

73. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

74. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

75. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

76. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

77. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

78. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

79. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

80. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

81. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

82. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

83. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

84. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

85. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

86. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

87. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

88. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

89. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

90. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

91. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

92. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

93. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

94. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

95. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

96. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

97. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

98. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

99. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

100. 「給与支払報告」の欄には、前職先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書（特別徴収記載例）

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄		特別徴収義務者 指定番号 12-34567		※市町村ごとに異なります	
宛名番号※注2 1234		課・係 人事課人事労務係		氏名 特徴 花子	
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		電話 000-000-0000 (内線 123)		異動の事由 1. 退職 2. 転勤併 3. 合併 4. 休 5. 長	
異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収 ① 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須※注4) (月分で納入)		退職した年の1月から退職時までの給与支払額 1,200,000 円 控除社会保険料額 60,000 円	
一括徴収できない理由 (○をしてください) 1. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額		※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。 1 (普B) 他の事業所で特別徴収(例: 乙欄適用者) 2 (普C) 給与が少なく税額が引けない(例: 年間の給与支給額が93万円以下)		給与の支払が不定期 者の支払が毎月でない) 者 業主のみ対象)	
新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)とその月割額を記載します。		新しい勤務先では 月割額 11,600 円を 9 月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 (要) ・ 不要		※市町村記入欄	

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

〇〇〇 市町村長 殿 令和××年〇〇月△△日提出		(特別徴収義務者) 給与支払者		住所(居所)又は所在地 〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3	
フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ		氏名又は名称 株式会社 ○×商事		代表者の職氏名印 代表取締役 特徴 太郎	
個人番号又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		給与所得者 受給者番号(整理番号) 123456		フリガナ 氏名 鈴木 一郎 (旧姓)	
スズキ イチロウ		特別徴収税額(年税額) 140,000 円		(イ) 徴収済額 6 月から 9 月から 8 月まで 5 月まで 35,600 円 104,400 円	
生年月日 昭和・平成 50 年 1 月 1 日		異動年月日 ××・8・31		未徴収税額(ア)-(イ)	
個人番号※注3		1 月 1 日現在の住所 〇〇県××市△△3-2-1		給与の支払を受 なくなった後	

◎給与のなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

転勤等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。		
2. 異動が令和××年××月××日以後で、特別徴収の継続の希望がないため		
異動者印	徴収予定月日	徴収予定額 円
		徴収予定額合計(上記(ウ)と同額) 円

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		98-76543		課・係 庶務課社員係	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 〒654-3210 〇〇県××市△△1-2-3		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		月割額 11,600 円を 9 月分から徴収し、納入します。	
フリガナ マルバツフンサン カブシキガイシャ		氏名 特徴 進		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
氏名又は名称 ○×不動産 カブシキガイシャ		代表者の職氏名印 代表取締役 特徴 次郎		電話 111-111-1111 (内線 222)	

御注意
4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。 (五月底日までに支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。)

3 2 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
1 宛名番号の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
2 転勤(転職)等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。
3 転勤(転職)等による特別徴収届出書は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。
4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。 (五月底日までに支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。)